

長崎市中小事業者等一時金に係る申請期限の延長について（報告）

1 申請状況等について

(1) 当初の申請期間

令和3年3月8日～4月30日

(2) 申請件数（令和3年4月21日現在）

想定件数9,707件に対し、申請件数は2,963件（想定件数に対する申請率は30.5%）

(3) 支給済額（令和3年4月21日現在）

支給済件数は1,666件、支給済額は437,800千円

2 申請期限の延長について

- ・ 令和2年分の確定申告書の申告期限が4月15日までとなっているものの、本一時金の申請期限を4月30日までとしており、事業者に対して確定申告後の申請を求めていることを考慮すると、申請に係る一定の準備期間を確保する必要がある。
- ・ 本一時金について、時短要請の応じた飲食店との取引があることが必須要件であると誤認し、自らが対象外と判断して申請に至らない事業者が一定数いるものと考えられる。
- ・ 以上を踏まえ、不要不急の外出自粛の影響を受けた事業者など、幅広い業種において対象となることについて周知し、事業者からの更なる申請を促すため、4月30日までとしていた申請期限を5月31日まで延長することとした（4月21日（水）に公表済）。

3 今後の周知広報（予定）について

長崎ホームページでの公表や週刊あじさいでの放送、各地域センター等での申請要領の配布、経済団体などを通じた周知広報に加え、次のとおり、新聞広告やテレビCMを予定している。

(1) 新聞広告の掲載

長崎新聞での紙面広告（4/26～5/4、期間中に5回掲載、全5段）

(2) テレビCMの放送

民放4局によるテレビCM（期間前半、4/28～5/4、各局50回放送）

民放4局によるテレビCM（期間後半、5/17～5/23、各局50回放送）

<（参考）県内他市の状況>

（１）佐世保市

ア 申請期間 令和３年３月２日～４月３０日

イ 申請件数 １,７９３件（想定件数５,２００件、申請率３４.５％、令和３年４月２１日現在）

ウ その他 申請期間の延長については未定

（２）諫早市

ア 申請期間 令和３年３月１５日～４月３０日

イ 申請件数 ４８７件（想定件数２,１００件、申請率２３.２％、令和３年４月２０日現在）

ウ その他 申請期間の延長については未定